別表第四号　修理体制、管理体制等の管理（第二十二条第三項第一号関係）

修理体制、管理体制等の管理に関する説明は、次の表に掲げる事項とする。

事　項	記　載　内　容
一　者の組織並びに責任及び権限管理	担当者が行う法第三十八条の四十三の義務を履行するために必要な業務を確実に又は検査して証明するための組織並びに管理者の責任及び権限の分掌に関する説明
二　の行四十三法第三十八条の義務を履方すの管理るた	法第三十八条の四十三の義務を履行するために必要な特別体系的定無線設備の取扱いにおける当該義務が適切に履行されることを具体的かつ客観的に説明
三　備の特別修理特定無線設の定方法	法第三十八条の四十三の義務を履行するために必要な特別体系的定無線設備の修理に手順及び修理の適切に行われることを具体的かつ客観的に説明
四　設備測定器その他の管理の	特定無線設備の修理に必要な測定器等の適切に行われることを具体的かつ客観的に説明
五　その他	その他法第三十八条の四十三の義務を履行するために必要な事項

別表第五号（第５条第１項関係）

登録修理業者変更登録申請書

年　月　日

総務大臣　殿

申請者（注１）郵便番号
住　所
氏名又は名称（ふりがな）　印
電話番号

電波法第38条の42第１項の規定により変更登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１　登録の年月日及び登録番号

２　変更後の修理の対象設備等（注２）

無線設備の区分	取り扱う設備数	
	変更前	変更後
コードレス電話		
携帯無線通信		
ＰＨＳ		
その他		
合　計		

３　変更内容（注３）

４　変更年月日

注１　法人にあっては商号及び代表者氏名を記載すること。郵便番号及び住所は、本店又は主たる事務所の所在地によること。また、氏名を自筆で記入したときは押印を省略できる。なお、代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記入するほか、当該代理人の氏名又は名称、住所、郵便番号及び電話番号を付記すること。

２　変更後の特別特定無線設備の設備数を、別表第１号注３に従って記載すること（複数の区分に該当する場合を含む。）。

３　変更前と変更後の状況が分かるように記載すること。変更内容の記載に当たっては変更後の内容を記載した別表第１号３の表を用いることができる。また、変更を全て記載しきれない場合は適宜別紙に記載すること。

４　修理する特別特定無線設備の範囲を追加する場合は、当該追加に係る第２条第２項第３号及び第４号並びに同条第３項に係る書類を添付すること。

５　修理方法書を変更したときは、変更後の修理方法書を添付すること。

別表第六号（第６条関係）

登録修理業者変更届出書

年　月　日

総務大臣　殿

申請者（注１）郵便番号
住　所
氏名又は名称（ふりがな）　印
電話番号

電波法第38条の42第４項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

１　登録の年月日及び登録番号

２　変更後の修理の対象設備等（注２）

無線設備の区分	取り扱う設備数	
	変更前	変更後
コードレス電話		
携帯無線通信		
ＰＨＳ		
その他		
合　計		

３　変更内容（注３）

４　変更年月日

注１　法人にあっては商号及び代表者氏名を記載すること。郵便番号及び住所は、本店又は主たる事務所の所在地によること。また、氏名を自筆で記入したときは押印を省略できる。なお、代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記入するほか、当該代理人の氏名又は名称、住所、郵便番号及び電話番号を付記すること。

２　変更後の特別特定無線設備の種別を、別表第１号注３に従って記載すること（複数の区分に該当する場合を含む。）。

３　変更前と変更後の状況が分かるように記載すること。変更内容の記載に当たっては変更後の内容を記載した別表第１号３の表を用いることができる。

４　技術基準適合証明番号等に係る第２条第２項に係る修理方法書に変更がある場合は、変更後の当該技術基準適合証明番号等の修理方法書を添付すること。